

令和8年  
**10**月  
から

試行実施のお知らせ

# 庁舎等の開庁時間が

# 9:00～16:30



## に変わります



里庄町では、持続可能な行政運営体制の確保と  
職員の働き方改革のため、開庁時間を**試行的に変更**します。

試行期間

令和**8**年**10**月**1**日(木)～令和**9**年**3**月**31**日(水)

対象施設

役場本庁舎 健康福祉センター 福祉会館 老人福祉センター

※各種健(検)診や公民館・福祉会館での文化・地域活動のための開館時間(管理業務)は従来どおりです。

対象となる窓口業務の主な例

- 各種証明書の発行 (住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書等)
- 税金・料金の支払い (固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・上下水道料金等)
- 住所異動や各種届出・申請 (転入・転出、マイナンバー関連、国民健康保険の加入・脱退、飼犬登録、児童手当、介護保険・障がい福祉サービスの申請、道路占用の申請等)
- 各種相談 (税・年金・生活相談等)

※戸籍届出及び火葬許可申請については、開庁時間変更後も町民課窓口または宿日直で対応します。

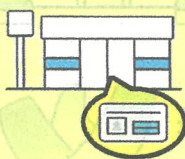
電話対応

現行の対応と同様に電話対応を行います(8:30～17:15)

\\ 窓口時間が変わっても、町民サービスはこれまでどおりご利用いただけます //

1

コンビニで  
証明書を取得



2

電話予約で  
夜間の受け取り



3

毎月1回  
窓口延長



4

コンビニ納付  
・  
スマホ決済 等



5

オンラインで  
手続きができる



6

緊急のご相談は  
時間外でも対応



問合せ先

里庄町 総務課 ☎64-3111





開庁時間の変更により、ご不便をおかけすることがないように、次のサービスを実施し、引き続き町民の皆さまの利便性の確保に努めます。

## 1 コンビニで各種証明書を 取得できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアで各種証明書を取得できます。

【取得できる証明書】

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書
- ・課税（非課税）証明書

※税申告や給与等の情報がある方のみ発行できます。



## 2 電話予約で夜間の受け取り ができます

当日の17時までに電話でご予約いただくと、20時まで証明書を受け取ることができます。

【対象となる証明書】

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明



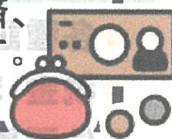
## 3 毎月1回、窓口延長を実施 しています

毎月第3木曜日(祝日除く)は、19時まで町民課・税務課の窓口業務を行っています。

※一部お取り扱いできない業務があります。

## 4 コンビニ納付・スマホ決済

税金・料金を納付書でお支払いの方は、コンビニ納付、スマホ決済、口座振替でもお支払いできます。



## 5 オンラインで手続きが できます

来庁しなくても、スマートフォンやパソコンから手続きできるサービスもあります。

【主な手続き】

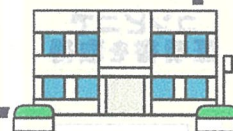
- ・転出届のオンライン提出
- ・パスポートの新規申請・更新申請
- ・町営駐車場利用申請 等



## 6 緊急のご相談は時間外でも 対応します

次のような緊急性の高い案件については、これまでどおり時間外でも必要な対応を行います。

- ・児童虐待に関する相談・通告
- ・高齢者に関する緊急相談
- ・災害時の対応 等



開庁時間の変更後も、コンビニ交付やオンライン手続き、夜間交付、窓口延長などのサービスを積極的に実施し、町民の皆さまの利便性を確保するとともに、必要な方への支援や緊急時の対応体制を維持し、町民サービスの低下を招かないよう取り組んでまいります。

